公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部

１．奨学生の資格について

・国公私立大学院、大学、短期大学、高等専門学校（第４学年以上）および専修学校専門課程に在学し、

学資金の支払が特に困難な学生とします。

・申請年度の４月１日時点で３０歳未満であることとします。

・奨学生志望者は「奨学生の親権を行う者が千葉県に住所を有しているもしくは、在勤であることとします。

２．貸与金額について

修業期間１年間につき２５万円以内で最高１００万円、在学途中の貸与は、正規の残存修業期間で決定

します。　（例）４年制大学で２学年に在学の場合 ７５万円 ＝ ２５万円 × ３年

３．貸与方法について　　奨学生名義の金融機関口座へ全額一括振込します。

４．利息について　　無利息です。

５．申請方法について

以下“７．提出書類について”を不足なく全て揃え、当支部までご送付ください。各種様式は千葉教弘

ホームページ（https：//chibakyoko.jp）からも取得することができます。

６．応募期間について 　　毎年 ４月 １ 日～４ 月 末日（必着）

７．提出書類について

　　　・「奨学生申請書」（様式１）

　　　・「貸与奨学生付属調査票」（様式４）

　　　・「在学証明書（原本）」**（申請年度初めの４月１日以降に発行されたものに限る）**

　　　・連帯保証人予定者の「収入に関する証明書（写）」（源泉徴収票、所得証明書・住民税証明書等で“収入

　　　 金額“の記載があるもの）

８．採用決定等について

当支部の選考委員会（毎年 ５ 月中旬頃開催）の選考を経て、理事長が決定します。結果や送金等のお知らせは当支部より行います。

９．貸与奨学金説明会への参加について

　　　奨学金は学生本人名義で貸与されるものであることから、奨学金について学生本人に正しく理解していた

　　　だくため、申込みや手続きを行うための説明会（６月開催予定）の参加を原則必須としています。

１０．奨学金の返還について

卒業（退学等を含む）した年の１２月を第１回とし、以後毎年１２月末を納期限とし、８年均等年賦

です。（ただし貸与金額が１００万円の場合は１０年年賦まで可能）

１１．その他

奨学生が次の事項のいずれかに該当したとき、直ちに奨学金の全額を返還していただきます。

　・奨学金をその目的以外に使用したとき。

　・虚偽の申請やその他不正な手段によって、貸与を受けたことが判明したとき。

　・その他、奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

☆ 書類提出先・お問い合わせ ☆

　 〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 教育会館新館７階

 奨学事業担当 TEL：0120-10-8851（平日9時～17時）